

これは、当研究会により作成された仮訳です。この仮訳は、公的なものでも承認されたものでもありません。この仮訳については、当研究会が一切の責任を負担します。この仮訳は、英語によるスコープ2ガイダンスを読み或は検討するときの単に参考資料としてのみ作成されたものです。

“This is a tentative Japanese translation prepared by our workshop. This tentative translation is in no way official or authorized one. Our workshop is solely responsible for this tentative translation. This tentative translation is intended solely for a reference material for when you will read or study Scope 2 Guidance in English.”

温室効果ガス（GHG）スコープ2研究会

2018年11月2日改訂版

GHG プロトコル・スコープ2ガイダンス（GHG Protocol Scope 2 Guidance）

チャプター（Chapter）3

算定及び報告の原則（Accounting and Reporting Principles）

財務の会計及び報告（financial accounting and reporting）と同様に、一般的に受け入れられる GHG 算定及び報告の原則（generally accepted GHG accounting and reporting principles）は、報告される情報が、事業者の GHG 排出量の正確、真実かつ公正な算定（faithful, true, and fair account）である（represent）ことを確かにする（ensure）ために、GHG 算定及び報告を支え（underpin）かつ導く（guide）ことを目的としている（are intended to）。

GHG の算定及び報告は、以下の原則に基づかなければならない。（shall）：

- **目的適合性（relevance）**

GHG インベントリは、事業者の GHG 排出量を適切に表し（appropriately reflects）、かつ、事業者の内部及び外部双方の利用者（user-both internal and external to the company）の意思決定上のニーズ（要求）（decision making needs）に役立つ（serve）ことを確かにする（ensure）。

- **完全性（網羅性）（completeness）**

インベントリ境界（inventory boundary）内の全ての GHG 排出源及び活動（GHG

operation sources and activities)について算定しかつ報告する(account for and report on)。特定の除外(specific exclusion)は開示し、かつ正当性を説明する (disclose and justify any specific exclusion)。

- **一貫性 (consistency)**

排出量の重要な実績の経時的追跡 ((meaningful performance tracking of emissions over time) を可能にする (allow)ために一貫した方法 (consistent methodologies)を使用する。

データ、インベントリ境界、手法 (methods)又は、その他の関連要素 (any other relevant factors)についての、時系列における (in the time series)、変更(any change)は、透明性をもって文書化する。

- **透明性 (transparency)**

事実に基づく (factual)首尾一貫した (coherent) 方法で、明確な監査証跡 (clear audit trail)に基づき、全ての関連する問題を取り扱う (address)。

如何なる関連する前提 (relevant assumptions)も開示し、算定 (accounting)及び計算 (calculation) の方法 (methodologies) 及び使用されたデータについての適切な言及を行う (make appropriate reference to)。

- **正確性(accuracy)**

GHG 排出量の測定 (quantification)が、推定できる限り (as far as can be judged)、実際の排出量が過大又は過少にならないように体系的になされ (systematically neither over nor under actual emissions) かつ、不確実性 (uncertainties)は、実務上可能な限り (as far as practical)、最小化(reduced)されることを確実にする(ensure)。

報告された情報の整合性 (integrity)について、利用者が合理的な確信 (reasonable confidence)をもって、意思決定を行う (make decisions)ことができるような十分な正確性(sufficient accuracy)を達成しなければならない。

算定及び報告の原則を適用するためのガイダンス (Guidance for applying the accounting and reporting principles)

これらの5つの原則は、特に、特定の状況(specific situations)ガイダンスを適用するのが曖昧 (proves ambiguous)なときに、GHG プロトコル・スコープ2 ガイダンスの実施上 (implementation of the GHG Protocol Scope 2 Guidance)の指針となる (guide)。

事業者は、インベントリを完成させるとき (completing an inventory)、原則間のトレードオフに直面する場合があります (may encounter tradeoffs between principles)、そして、その個々の事業目的 (individual business goals)に基づき、これらの原則のバランスをと取る

(strike a balance)の望ましい (should)。

例えば、事業者は、最も完全性のある(網羅性のある)インベントリ(the most complete inventory)を完成するためには、全体の正確性に妥協して (compromising overall accuracy)、正確性の低いデータ (less accurate)を使用する必要がある場合がある。

経時的に (over time)、データの正確性と完全性(網羅性)が向上するに従い、それらの算定の原則(these accounting principles)間のトレードオフはおそらく解消するであろう (likely diminish)。

以下のように(such as)、事業者は、要求事項が適用される全体的原則に照らして (in the light of the overall principles to which they apply)、これらの要求事項 (requirement)を考慮 (consider)するのが望ましい：

- ・ **透明性 (transparency)**

事業者は、マーケット基準スコープ2合計量を作成 (prepare)する場合があります、かつ、残余ミックス排出係数を利用できない場合がある。(may not yet have access to)。

もし、事業者がその消費量全てを網羅する、エネルギー属性証明書 (energy attribute certificate)又は供給業者固有排出係数のような契約証書 (contractual instruments)を有しているときは、残余ミックスがないことは、事業者の報告されるスコープ2合計量の正確性(the accuracy of the company's reported scope 2 total)に影響をあたえない (may not impact)。

しかし、それは、市場内の排出量の配分 (emission allocation)の全体的正確性(overall accuracy)に影響を与えることになる (can)。

従って、事業者は、これが欠如していることを、透明性をもって開示することが求められる(are required)。

- ・ **目的適合性 (relevance)**

ガイダンスでは、契約証書購入の市場状況 (the market context of those purchases)の明確な理解及び事業者の調達戦略の有意義な分析 (meaningful assessment)ができるよう(in order to enable)、事業者が使用する契約証書の重要な特徴 (key features)を開示することを推奨している(recommends)。(チャプター(Chapter) 8を参照)

この開示は、透明性の原則を支える (should support the principle of transparency)一方、開示は、また、事業者及びその目的 (goals)に大きく関連する契約証書の購入及びその特徴 (features)に焦点を当て(focus on)、かつ、意思決定を支援する(support its decision making)。

- ・ **一貫性 (consistency)**

ガイダンスは、二元報告を要求することで (by requiring dual reporting)、GHG報告

における一貫性を担保する (ensure) ことに努めており (seek)、それにより GHG 情報の利用者は、同じ手法の前提 (same method assumptions) に従って、GHG 排出情報を、経時的に (over time) 追跡し、比較することができる (can)。

このことにより、実績 (performance) の傾向 (trends) 及び変化 (changes) がよりはっきりと見えるようになる。(better distinguishes)。

マーケット基準手法の結果の最初の報告を始める事業者 (a company that begins reporting market-based method results for the first time) は、同じローケーション基準手法を、指標として (as a proxy) 用いた場合のものと比較して、(エネルギー利用基準で (based on energy usage)) その事業の何パーセントが実際にこの方式 (マーケット基準手法) になっているか (what percentage of their operations actually fall under this approach) を示すことにより (by indicating)、この合計量についての追加的な透明性のある状況 (additional transparent context) を提供できる (may wish to provide)。

- **正確性及び完全性 (網羅性) (accuracy and completeness)**

事業者は、スコープ2品質基準 (the Scope 2 Quality Criteria) を満たさない、一供給業者固有排出係数 (supplier-specific emission factors) 又はエネルギー購入契約 (energy purchase contracts) のような一、マーケット基準手法における契約証書を特定 (identify) することができる (may)。

正確性を維持するために、事業者は、マーケット基準のスコープ2合計量を報告するために、これらの (スコープ2品質基準を満たさない) データを使用してはならず (shall not)、マーケット基準手法ヒエラルキーに列挙された他の適格なデータ (eligible data) を用いるのが望ましい (should)。

事業者は、個別にこの情報を開示することができる (may)。

電力供給者のデータとスコープ2品質基準の整合性 (alignment) を明確かつ確実にするために電力供給業者と連携する (work with) ことで、経時的に (over time)、正確性及び更なる完全性 (網羅性) 双方のあるマーケット基準手法結果に確実になる (will ensure both accuracy and a more complete market-based method results over time)。

- **真実性及び公正性 (true and fair)**

企業GHG情報 (corporate GHG information) を使用する政策決定者又はステークホルダー (stakeholders) は、国内又は地方市場 (national or subnational market) におけるマーケット基準電力算定 (market-based electricity accounting) の追加的目的 (additional objectives) を示す場合がある (may identify)。

これらの目的 (these objectives) は、自主的低炭素エネルギー購入制度 (a voluntary low-carbon energy purchasing program) の制度設計における (in the design)、社会的公正の概念 (concept of social fairness) 及び様々な電力消費者グループの平等な取り扱

い (equal treatment of different electricity consumer group)に言及する場合がある (may reference)。

G H G プロトコルは、これらの5つの原則は公正かつ真実なインベントリの開発 (developing fair and true inventory)に役に立つ (help)と言及している (references)。「公正及び真実」(“fair and true”)の用語 (phrase)は、この種の政策及び目的 (these types of policies and objective)を対象とすることを意図していない (is not intended to address)が、(この用語は、)事業者が、その購入が、どのように政策状況 (policy context)に反映するか (reflect)を透明性をもって開示するために、契約証書(their contractual instruments)の重要なエネルギー製造の特徴 (key energy generation features)を開示することを推奨している (recommends)。